A1

電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法
～日本工業規格（JIS）制定予定～

規格の趣旨

電気・電子機器の特定化学物質の含有表示方法の日本工業規格は、サプライチェーン及びライフサイクルの各段階における特定の化学物質の管理の改善を促進するとともに、一般消費者の理解を容易にし、もって資源の有効な利用の質を高め、かつ環境負荷の低減を図り、適切に管理された電気・電子機器をより普及させるなどを目的として、本年末に制定が予定されている規格です。

規格の概要

電気・電子機器における特定の化学物質の含有率が含有基準値を超えている場合に、その情報を機器本体、機器の包装箱（外箱）、カタログ類（取扱説明書、印刷物、ウェブサイトなど）へ表示する方法について規定する。

- **特定の化学物質**：鉛（Pb）・水銀（Hg）・カドミウム（Cd）・六価クロム（Cr）・ポリブロモフェニル（PBB）・ポリブロモジフェニルエーテル（PBDE）の6物質。
- **含有率基準値**：【0.1wt%】鉛・水銀・ポリブロモフェニル・ポリブロモジフェニルエーテル
  【0.01wt%】カドミウム
- **対象電気・電子製品**：テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機、電子レンジ、衣類乾燥機、パソコンの7品目。
  ※なお、他の電気・電子機器においてこの規格を準用することは可能。
- **資源有効利用促進法において情報開示方法として引用。**
  ・JIS公示は平成17年12月下旬予定
  ・法律での運用は平成18年7月を目途

規定

電気・電子機器における特定の化学物質の含有率
↓
含有基準値を超える場合
↓
含有マークの表示&含有箇所について情報開示
↓
含有マーク

※なお、除外項目に該当する場合については、含有マークの表示を行う必要はないが、含有箇所の情報開示は行う。

参考

電気・電子機器における特定の化学物質の含有率
↓
含有基準値以下である場合
及び／又は
除外項目に該当する場合
↓
グリーンマーク

経済産業省